令和６年度
第２回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日　時　　令和７年２月５日（水）午後２時
場　所　　八戸市庁本館３階 議会第一委員会室

次　　第

１．開　　会

２．議　　事

(1)　令和７年度八戸市地域包括支援センター運営方針について	資料１
(2)　八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について	資料２
(3)　介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について	資料３

(4)　その他

３．閉　　会

資料１

令和７年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができるとされている。

また、介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 において、包括的支援事業を委託する者に対し、同条各号に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施方針を示すものとされていることから、令和７年度における委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の運営にあたり、その方針について検討するものである。

なお、市町村が直接運営するセンターについても、平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についても検討するものである。

根拠条文等

○　介護保険法

（実施の委託）

第 115 条の 47　市町村は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

○　介護保険法施行規則

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第 140 条の 67 の 2　市町村は、包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

1　当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
2　当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
3　介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
4　第 1 号介護予防支援事業の実施方針　（下線部：介護予防ケアマネジメント）
5　介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針
6　法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議の運営方針　（下線部：地域ケア会議）
7　当該市町村との連携方針
8　当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
9　その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

○　地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

3　市町村の責務

(1)　設置

②　センターの運営方針

（略）また、直営型センターの場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様にセンターの運営方針を定めることが望ましい。

令和７年度 八戸市地域包括支援センター運営方針（案）

Ⅰ　方針策定の趣旨

この八戸市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定します。

Ⅱ　地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置される機関で、地域包括ケアの実現に向けた中核的な役割を担うことが求められています。

市では、第９期八戸市高齢者福祉計画（計画期間：令和６年度～令和８年度）に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組みます。

Ⅲ　組織体制

高齢福祉課内に設置する市直営の八戸市地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）に加え、市内 12 の日常生活圏域に業務委託による地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

【高齢者支援センターの設置状況】

日常生活圏域		配置基準	法人名	高齢者支援センター名
1	市川・根岸	３人	(株)ミライフル	ミライフル
2	下長・上長	４人	(公財)シルバーリハビリテーション協会	はくじゅ
3	田面木・館・豊崎	３人	(福)ファミリー	ハピネスやくら
4	長者・白山台	３人	(医)康和会	ちょうじゃの森
5	三八城・根城	３人	(福)みやぎ会	みやぎ
6	小中野・江陽	３人	(医)杏林会	アクティブ 24
7	柏崎・吹上	３人	(一社)八戸市医師会	八戸市医師会
8	是川・中居林	３人	(株)ミライフル	ミライフル
9	大館・東	５人	(福)みやぎ会	みやぎ
10	白銀・湊	４人	(医)仁泉会	えがお
11	白銀南・鮫・南浜	４人	(福)同伸会	瑞光園
12	南郷	２人	(福)吉幸会	なんごう

Ⅳ　運営上の基本的理念

１．公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、その運営費は介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行います。

２．地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当する日常生活圏域の地域特性や実情を踏まえ、適切かつ柔軟な事業運営を行います。

３．協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の３職種は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、チームとして業務に対応します。

Ⅴ　地域包括支援センターで行う事業の実施方針

１．地域包括ケアシステムを深化・推進し、健康で明るい社会づくりを目指します

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、第９期八戸市高齢者福祉計画に掲げる目指す将来像「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」を目指します。

２．基幹型センターと高齢者支援センターは相互に連携して、円滑かつ効果的に業務を行います

基幹型センターは高齢者支援センターを統括し、指導監督や後方支援を行うことにより、日常生活圏域ごとのサービスの格差解消及び業務水準の向上を図り、高齢者に対するきめ細やかな支援を確保します。

高齢者支援センターは、高齢者の誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全で自立した生活を送れるよう３職種が互いに連携をとりながら、チームとして包括的支援及び介護予防支援を行います。

基幹型センターと高齢者支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、定期的に打合せを行うなど情報共有に努め、連携して円滑かつ効果的に業務を行います。

また、事業運営に関する点検･評価を行うことで業務水準の向上を図り、効果的な事業運営を安定的・継続的に行います。

【地域包括支援センター運営体制】

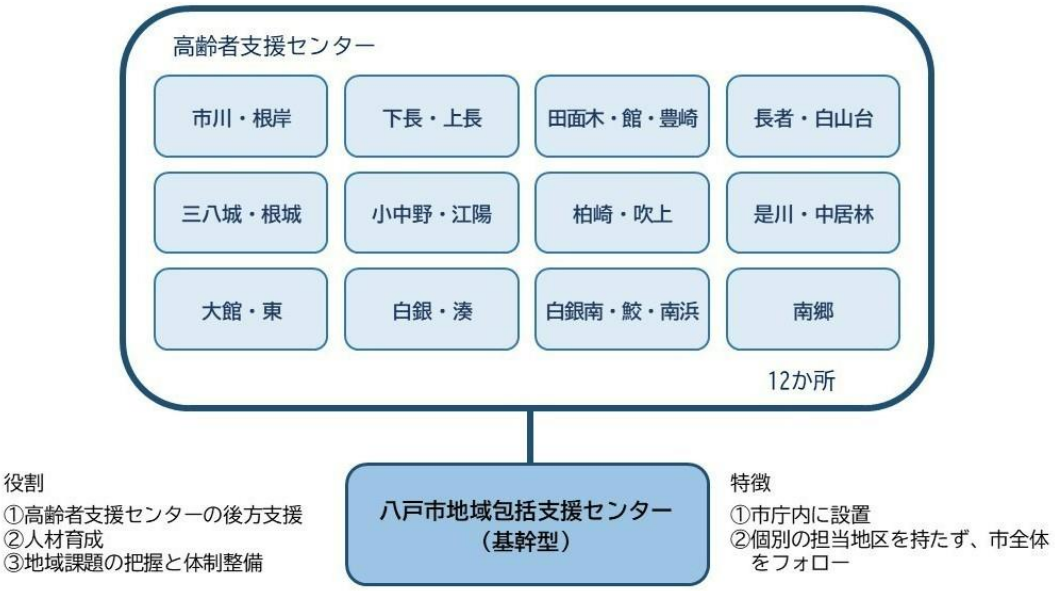

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
関係職員会議の開催	3 回	（参加）

3．介護・医療・地域の関係者と連携し、ネットワークの構築に努めます

地域ケア会議や在宅医療･介護連携ツールの活用、民生委員定例会や地域の会合への参加等、様々な機会を通じて、医療・介護関係者や町内会、地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
見守りネットワークへの支援	―	10 回以上

4．介護予防の取組を推進し、フレイルの予防に努めます

高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことができるように支援します。

また、高齢者に発生しやすいフレイルは、生活の質の低下や要介護状態となるリスクを高めることから、運動機能や口腔機能の向上、低栄養状態の予防への取組を強化します。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護予防実態把握	―	前年度の 9 月 30 日時点の担当圏域における高齢者人口の 5%以上
介護予防教室の開催	―	24 回以上
ボランティアの育成・活用	―	10 回以上

5．認知症地域支援推進員を配置し、支援機関の間の連携、認知症の人やその家族への支援を行います

高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族への支援を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
認知症地域支援推進員の配置	4 人以上	1 人以上

6．地域ケア会議の運営を通じて、具体的な支援方策や地域課題の解決策を検討します

(1)　地域ケア会議個別会議の開催

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の実施に当たって、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討します。

(2)　地域ケア会議圏域会議の開催

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として地域ケア会議圏域会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努めます。

(3)　地域ケア会議推進会議の開催

基幹型センターは、各日常生活圏域の地域ケア会議圏域会議で協議された地域課題等をもとに、地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市全体の対策を協議します。

【地域ケア会議の機能と開催イメージ】

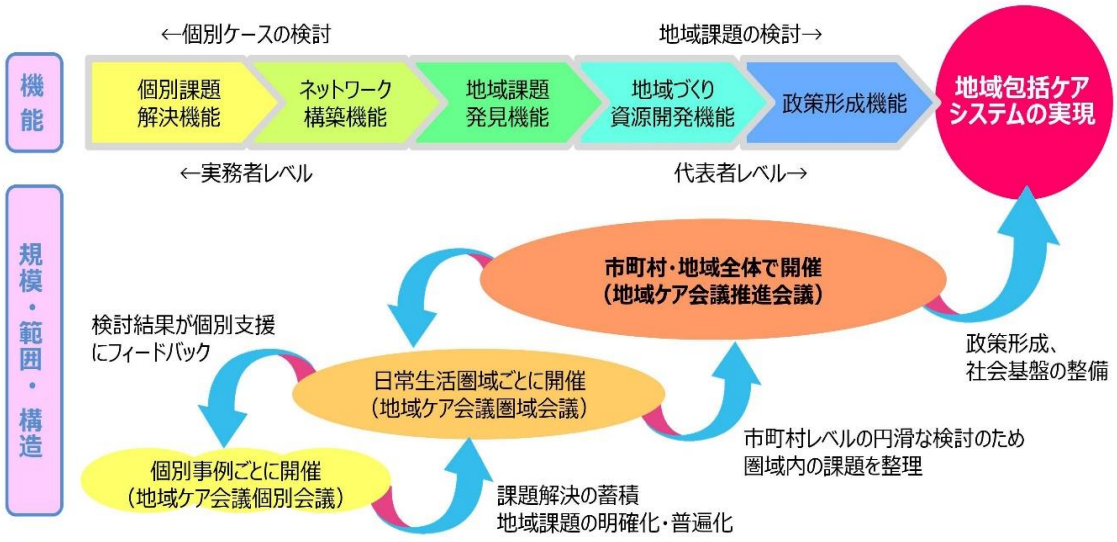

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
地域ケア会議個別会議の開催	―	6 回以上
地域ケア会議圏域会議の開催	―	2 回以上
地域ケア会議推進会議の開催	1 回以上	―

7．ニーズ調査の結果等から重点的に取り組む業務を明確化し、適切に業務を行います

基幹型センターと高齢者支援センターは、介護予防･日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切に業務を行います。

8．公正性及び中立性を確保し、適切で円滑な運営を図ります

八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正･中立性の確保、その他円滑な運営を図ります。

また、利用者のサービス利用が特定の事業者に偏らないように配慮します。

9．適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう介護予防ケアマネジメント等を行います

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行います。

10．地域の介護支援専門員の資質向上を図るほか、必要に応じて指導助言等を行います

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等を活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワークの構築を図ります。

また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護支援専門員の個別支援	相談件数分	相談件数分
包括的支援事業研修会の開催	3 回	―

資料２

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について

令和６年度第１回八戸市地域包括支援センター運営協議会（令和６年８月７日開催）の資料４「八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について」の「３．改正の概要」について、以下のとおり訂正いたします。

【訂正前】

⑴　センターの職員の員数について、常勤換算方法（非常勤職員）によることを可能とする。この場合であっても、２人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定する。

⇩

【訂正後】

⑴　センターの職員の員数について、常勤換算方法（非常勤職員）によることを可能とする。

〔当市の運用方針〕

常勤換算方法により配置できる職員の員数は、各高齢者支援センター１人とする。

※南郷地区高齢者支援センターは、常勤換算方法によらず常勤２人の配置が必要。

≪参考≫　地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

６　職員の配置等

⑵　センターの職員の員数

①　原則

センターに置くべき、専ら包括的支援事業等に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね 3000 人以上 6000 人未満ごとに、保健師等１人、社会福祉士等１人及び主任介護支援専門員等１人とされている（施行規則第 140 条の 66 第１号イ）。

②　複数のセンターの担当する区域の第１号被保険者数を合算する場合

運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数がおおむね 3000 人以上 6000 人未満ごとに①に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとしている。なお、この場合において、それぞれのセンターには常勤の保健師等、社会福祉士等又は主任介護支援専門員等を最低２人置く必要がある（施行規則第 140 条の 66 第１号ロ）。

（略）

なお、①又は②の場合において、センターには常勤の職員を置くこととしているが、運営協議会が、第１号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により①又は②に定める員数を満たす場合は非常勤の職員を置くことができる（②のなお書きで最低２人置くこととされている人員についても同様である。）（施行規則第 140 条の 66 第１号イ）。

資料４

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

１．改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員について柔軟な配置を可能とするとともに、その他所要の整備をするためのもの。

２．改正した条例

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

３．改正の概要

以下について、いずれも地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に、地域包括支援センター（高齢者支援センター。(以下「センター」という。)）の人員基準を緩和するもの。

⑴　センターの職員の員数について、常勤換算方法（非常勤職員）によることを可能とする。この場合であっても、２人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定する。

⑵　複数のセンターが担当する区域を一つの区域として、当該区域の第一号被保険者数に応じて、常勤の専門職を配置することにより、区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすことを可能とする。この場合であっても、一つのセンターごとに２人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定する。

※　現行の規定

3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する３人の常勤の専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置する。

４．施行期日

令和６年６月 19 日（公布日）

資料３

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

委託事業所

事業所名	法人名	事業所所在地	
居宅介護支援事業所はまなすの里	社会福祉法人上磯はまなす	北海道北斗市野崎 199 番地 1	※1
居宅介護支援事業所あいうえお	有限会社メンアットワーク	青森市北金沢一丁目 37 番 5 号コーポ紫陽花 102 号	※2
居宅介護支援事業所アプリ	合同会社レイ	三戸郡南部町大字下名久井字左比代２番地５	※3
ケアプランセンターアンビエンス	有限会社アンビエンス	八戸市小中野六丁目８番 30 号第二ライズ２階Ｄ号室	
介護サポートけあたす	合同会社ｔｓｗ	八戸市沼館一丁目 16 番 20 号	

※１　北海道北斗市に居所を有する当市の被保険者から、当該地域において介護サービスを利用したい旨申出があったことから、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うもの。

※２　青森市に居所を有する当市の被保険者から、当該地域において介護サービスを利用したい旨申出があったことから、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うもの。

※３　当該事業所における通常の事業の実施地域に八戸市を含めており、八戸市の被保険者を受け入れていることから、八戸市内事業所と同様に業務を委託するもの。